⑵　調達する物品等の性質により技術的要件等を前もって審査することを必要とする対象契約については、その審査に合格していることを入札参加資格とする入札（以下「入札参加資格を必要とする一般競争入札」という。）を行う。

⑶　⑵の入札参加資格を必要とする一般競争入札により対象契約の締結が見込まれるときは、対象契約の締結が見込まれる年度ごとに当該入札参加資格の基本となる事項並びに申請の時期及び方法等について官報により公示を行う。なお、入札参加資格の審査は、随時に、入札参加資格を必要とする一般競争入札に参加しようとする者の申請を待って行う。

⑷　⑶による公示において次に掲げる事項を明らかにする。

イ　物品等の種類

ロ　入札参加資格の有効期間及び更新手続き

ハ　入札参加資格審査の申請方法

⑸　⑵の入札参加資格を有する者についてはその名称及び住所、その他必要な情報が記載された名簿を作成し、閲覧により公表する。なお、閲覧の照会先は官報に公示する。

6　入札公告

⑴　対象契約につき、一般競争入札又は入札参加資格を必要とする一般競争入札に付そうとするときは、次に掲げる事項を官報により公示する。

イ　調達する物品等の説明（品名、特質、数量等）もしくは建設サービス工事概要

ロ　納入期限、納入場所

ハ　入札に参加するための基本的要件

ニ　入札書類の提出方法（提出期限及び提出場所）

ホ　入札説明書の配布及び入手方法

ヘ　入札申請書及び入札書の作成に用いる言語

ト　調達方法（購入、借入等）

チ　問い合わせ先

リ　その他必要事項

⑵　⑴の公告を行うにあたっては、公告日と入札書の提出期限の間を40日以上とする。但し、急を要する場合においては、その期間を10日までに短縮することができる。

⑶　⑴の公告において、調達する物品等の説明もしくは建設サービスの契約概要、入札書類等の提出期限及び問い合わせ先については、英語でも記載する。

⑷　対象契約を、入札参加資格を必要とする一般競争入札に付するとき、入札参加資格を有する者に対し入札を招請する。

7　入札説明書の内容

⑴　物品等の調達に係る入札説明書は、6⑴に掲げる事項（ホに掲げる事項を除く。）及び次に掲げる事項を記載する。

イ　開札の日時、場所及び認められる立会人

ロ　落札基準

ハ　契約の条件

ニ　調達手続きにおいて電子的手段を用いる場合には、当該電子的手段に関する事項

ホ　その他必要事項

⑵　建設サービスの入札説明書は、6⑴に掲げる事項（ホに掲げる事項を除く。）及び次に掲げる事項を記載する。

イ　競争参加資格の確認事項

ロ　競争参加資格がないと認めた者への理由の説明

ハ　入札説明書に対する質問要領

ニ　工事費内訳書の提示

ホ　入札結果の公表

ヘ　問い合わせ先

ト　その他必要事項

8　入札の方法　調達契約による入札書類の提出は、原則として、書面により、直接に又は郵便、もしくは電子的手段により受け付ける。

9　随意契約　次に掲げる場合に該当するときに限り、随意契約を行うことがある。

⑴　競争に応ずる入札がない場合、行われた入札がなれ合いによる場合若しくは入札に関する条件に合致していない者である場合。ただし、当初の入札の要件が契約の締結にあたって実質的に修正されないことを条件とする。

⑵　他の物品等をもって代替させることができない芸術品又は特許権等の排他的権利に係る物品若しくは特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき。

⑶　緊急の必要により競争に付することができない場合。

⑷　既に調達をした物品等（以下「既調達物品等」という。）の交換部品その他既調達物品等に連接して使用する物品等の調達をする場合であって、既調達物品等の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。

⑸　会社の委託に基づく試験研究の結果製造された試作品等の調達をする場合。

⑹　既に契約を締結した建設工事（以下「既契約工事」という。）についてその施工上予見し難い事由が生じたことにより既契約工事を完成するため施工しなければならなくなった追加の建設工事（以下「追加工事」という。）で当該追加工事の契約に係る予定価格に相当する金額（ここに掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約を締結した既契約工事に係る追加工事がある場合には、当該追加工事の契約金額（当該追加工事が二以上ある場合には、それぞれの契約を合算した金額）を加えた額とする。）が、既契約工事の契約金額の100分の50以下であるものの調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外のものから調達したならば既契約工事の完成を確保する上で著しい支障が生ずるおそれがあるとき。

⑺　計画的に実施される施設の整備のために契約された建設工事（以下「既契約工事」という。）に連接して当該施設の整備のために施工される同種の建設工事（以下「同種工事」という。）の調達をする場合、又はここに掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約が締結された同種工事に連接して新たな同種工事の調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達することが既契約工事の調達の相手方から調達する場合に比して著しく不利と認められる場合。ただし、既契約工事の調達契約が４から８の手続きにより締結されたものであり、かつ、既契約工事の入札に係る６．の公告においてここに定める同種工事の調達をする場合があることが明らかにされている場合に限る。

⑻　商品市場において調達する物品

⑼　極めて短い期間において生ずる例外的に有利な条件の下で調達する場合。本項は、通常は供給者でない企業による例外的な処分または精算中のもしくは管財人により管理されている企業の資産の処分を対象とするものであり、通常の供給者からの日常の調達を対象とすることを意図したものではない。

⑽　契約が、設計コンテストの受賞者と締結される場合。ただし、当該コンテストは、独立した審査団により審査され、かつ、当該コンテストへの参加に対する招請について６に記載する公告と類似する公正な手続きを経て実施される場合に限る。

10　開札の方法　８の入札に係る開札は、７の入札説明書に定める場所及び日時に、入札者を立ち会わせて行う。なお、入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない当社の社員を立ち会わせる。

11　落札者の決定　調達契約につき一般競争入札又は入札参加資格を必要とする一般競争入札に付した場合において落札者を決定するときは、７．の入札説明書に定める落札基準に従って行う。

12　落札情報等の提供

⑴　落札者を決定したとき又は随意契約の相手方を決定したときは、その決定の後72日以内に次に掲げる事項を官報により公示する。

イ　落札又は随意契約に係る物品等の品名、特質、数量もしくは建設サービスの工事概要

ロ　落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所

ハ　入札公告を行った月日

ニ　契約の種類、契約を締結する組織及びその所在地

⑵　落札者を決定したときは、入札者に対し、落札者の決定について、要請のあった場合は書面により、通知するものとする。なお、この場合において落札とされなかった入札者から請求があるときは、その者が落札とされなかった理由を当該請求を行った者に通知するものとする。

⑶　当社及び供給者の正当な商業上の利益を害し、又は供給者の間の公正な競争を害することとなる場合は、落札に関する一定の情報について公表しない場合がある。

13　その他　本調達手続きは、改正協定が日本で効力を生ずる日から少なくとも協定全締約国において改正協定が効力を生ずる日まで実施する。本調達手続きの実施日前に公告等の手続きを開始した調達に関する契約で同日以降に締結されるものについては適用しない。